二　現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域（以下この号において「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

三　現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

駐車場法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十九号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一時間につき十回」を「床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年八月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

改正後

（自動車の種類）

第二条　法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ（以下この条において「車体の大きさ等」という。）は、次の表に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等
［略］	
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が四、五〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一一人以上二九人以下のもの
準中型自動車	大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が三、五〇〇キログラム以上七、五〇〇キログラム未満のもの又は最大積載量が二、〇〇〇キログラム以上四、五〇〇キログラム未満のもの

改正前

（自動車の種類）

第二条　［同上］

自動車の種類	車体の大きさ等
［同上］	
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が五、〇〇〇キログラム以上一一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が三、〇〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一一人以上二九人以下のもの

［項を加える。］

府　令

○内閣府令第四十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条、第四十五条の二第一項及び第五項、第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項、第八十九条第三項、第九十条第八項、第九十三条第三項、第九十四条第三項、第九十六条の二、第九十七条第四項（同法第百条の二第三項において準用する場合を含む。）、第百一条第三項、第百一条の七第一項、第二項、第四項及び第五項、第百二条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第百三条第六項、第百四条の三第九項、第百四条の四第七項、第百六条、第百七条の七第一項及び第四項、第百八条の二第一項、第百十四条の六並びに第百十四条の七、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十二条の三第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十五条第二項第一号ロ並びに第三項第一号及び第二号、第四十一条の四第四項並びに第四十三条第一項並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号。以下「改正政令」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第三十二条の三の二第一項及び改正政令附則第七条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第三十五条第三項第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。